

学習会② 憲法9条と戦後日本

成澤孝人(信州大学教授)

1 新安保法制の問題点

(1) 新安保法制の概要

10 個の法律の改正法+国際平和支援法

中心となる仕組み

① (限定的な?) 集団的自衛権=存立危機事態→武力攻撃事態法

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。←2014・7・1 閣議決

② 重要影響事態法そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和

及び安全に重要な影響を与える事態

※周辺事態法(1999)そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態
後方地域現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海・及びその上空の範囲

・物品および役務の提供には、武器弾薬を含まない

・戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備はおこなわない。

テロ対策特措法(2001)、イラク特措法(2003)でも同様の規定イラク特措法～非戦闘地域
重要影響事態法、国際平和支援法→後方地域、非戦闘地域というカテゴリーを廃止
現に戦闘が行われていなければ活動できる。弾薬の提供と戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油、整備もできる。

② PKO法改正…参加五原則は維持されるが、新たに業務として治安維持活動、駆け付け警護を加える。

③ 自衛隊法改正…米軍の武器を防護することを可能に

(2) 新安保法制の違憲性

・存立危機事態～①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、②これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険かおる事態

①は、自国が攻撃を受けていないのに、先に攻撃ができる点で、9条2項にいう戦力に当たる。

②にあたるかどうかの判断は、事の性質上、内閣が判断するのであり、歯止めにはならない。また、ホルムズ海峡での機雷除去、南シナ海での機雷除去をおこなうという国会答弁からしても、②が限定にならないことは、明らか。

・重要影響事態～「現に戦闘が行われていない」としても、弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備をふくむ支援活動は、他国軍隊との一体化であって、9条1項で禁止されている武力の行使にあたる。

・駆け付け警護は海外での武力の行使にあたる可能性がある。

・米軍の武器等防護は、わが国の防衛とは関係のないところで、武力を行使する根拠がない。

2「違憲」ということの意味

(1) 憲法の実質的変更

今回の解釈改憲の問題…政府解釈は変わっていないという説明⇒相当に苦しいだけでなく、不誠実

磯崎発言の波紋→法的安定性は関係ない～安倍政権の本音

憲法が実質的に変更されるかどうか⇒新安保法制制定前の日本国と以降の日本国を比較すればわかる。

制定前…自国が攻撃を受けない限り自衛権の発動はできない。⇒一切の戦争はできず、自国防衛のためのぎりぎりのみが許容される。

制定後…自国が攻撃を受けなくても、自衛権の発動ができる。⇒自己防衛のためのぎりぎりを超え、「戦争」が法的に可能になる。

変わっていないはずはなく、以前の政府解釈が拡大されていると考えるべき。

・砂川事件最高裁判決で認められているという主張…根拠がない。砂川事件では、米軍の駐留の合憲性が問われた

ものであり、集団的自衛権が争点だったわけではない。

※砂川事件最判を根拠にできるのか？ 当時の長官が、判決前に重要な情報をアメリカに伝えていた。

(2) 憲法政治と通常政治

立憲主義～憲法と通常法との2段構造

憲法…国民の憲法的コンセンサス～96条の国民投票→国家のあり方の最終的決定は、憲法改正権たる国民にある。

通常法…国会

国家権力は憲法に拘束されるというのが立憲主義のルール。権力がそれを逸脱したとき、止めることができるのは主権者国民。

⇒憲法は国民のもの～なぜか

…フランス人権宣言 16条権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもたない。

憲法～人権保障と権力分立⇒国民一人ひとりの自由と幸福追求の権利が守られるような国家を国民が承認

ここでいう国民…現在の有権者だけではなく、過去と未来の国民を含む現在の有権者は、過去の国民と未来の国民

民を代表して「国家のあり方」を決定する。その「国家のあり方」は、人権と権力分立、民主主義が前提になるはず。

⇒国家権力…国民のために権力を行使国民の意思(憲法)に従うことが、「国民のため」になるはず。

(3) 憲法の拘束力

①憲法…政治的に決着することを避けた方がよい事柄を「法」の領域に放逐⇒権力担当者は、違憲と疑われる事柄については、違憲でないことを証明しなければならない。

→安倍首相…国民の理解が進んでいない

何に対する理解なのかが重要。もし、違憲でないということについて理解が進んでいないのであれば、政府は違憲でないことについて説明責任を果たしていないことになる。もし、そうであるならば、そのような法律は違憲であるから、制定してはならない。ましてや衆議院での強行採決が許されるはずはない。

②砂川事件の援用について

政府…「最高裁も合憲だといっている」。しかし、最高裁は集団的自衛権が合憲だとは言っていない。

違憲審査をおこなう国家機関は、裁判所だけではない。国会もまた、法律制定の際に合憲性を説明しなければならない。

③日本における立憲主義

憲法の本質～人権と権力分立 人権(実体的)、権力分立(手続的)

議院内閣制における立憲主義(権力分立) ……政府が国会を通じて国民に果たす説明責任

日本における立憲主義の歴史～憲法9条の規範を、国会における論戦を通じて作り上げてきた。→政府解釈は、単なる政府解釈ではなく、この60年の間、自衛隊の合憲性を説明する中で、政府が国民に対して説明してきた憲法解釈。

→首尾一貫した論理自衛のための戦力は認められない

→歴史的な積み重ね⇒すでに、明確な憲法規範と化しているはず。国会は、安保法制を制定する際には、この憲法規範から違憲ではないと説明しなければならない。…安倍政権もその点は理解している。～「法的安定性」の議論

・憲法学者の憲法審査会での発言以来、議論は、ようやく憲法をもつ国家にふさわしい方向へ向かっている。

「憲法論議よりも政策論議が大事だ」という意見⇒安保法制に賛成するのであれば合理的な立場だが、もし反対であるならば、つきあうべきではない。「憲法」という法規範の利点を自ら捨てることになるから。

3 憲法9条と戦後日本

(1) 憲法と国民

憲法の規範性～裁判所の違憲立法審査権の話だけをするのでは十分ではない。

憲法規範～国民によるその規範に対する時代を超越した支持が前提⇒その国々の国民的体験がベース

アメリカ～独立革命、南北戦争、ニューディール

日本～9条⇒悲惨な戦争+軍事独裁国家から解放され、自由と民主主義を手に入れたという国民的体験

(2) 戦後日本と日本国憲法

改憲はタブー?→権力者の側からは、これまで何度も憲法改正の試みがあったが、そのたびに国民が拒否してきた。

その中心は、9条だった。

55年体制…日本国憲法の承認をめぐる政治的攻防

1955年10月 左右社会党の合同

1955年11月 自由民主党結党

1956年7月 参議院通常選挙で、社会党が3分の1以上の議席を獲得⇒明文改正を不可能に

60年安保闘争～平和運動の国民的高揚⇒自民党は憲法を改正するとはいわなくなる。

80年代…80%の国民が憲法9条を支持

94年政治改革⇒小選挙区の導入…隠れた動機としての憲法改正

99年憲法調査会

2004年憲法調査会報告書

9条の会の運動⇒明文改正の否定

2012年第二次安倍内閣⇒解釈改憲の採用

確認しておくべきこと～安倍内閣の解釈変更は、国民の明文改正拒否が余儀なくさせているということ。だからこそ、国民は、安倍政権に対して安保法制は違憲だと主張する資格と責任がある。

(3)9条の特徴と普遍性

①日本国民と憲法9条

戦争の記憶の風化→それでも、憲法9条は日本国民に支持されている。

9条一切の戦争を否定し、戦力をもたず、交戦権を否認→国家の起こす戦争を完全に否定。

⇒戦争に巻き込まれない国民の権利を保障

⇒兵士にならなくてよい国民の権利を保障

日本国民は、この権利を肌で感じ取っているのではないだろうか。

②世界の憲法と9条

日本の権力者の悩み⇒他の立憲民主主義国がやっていることを日本はできない。

しかし、権力を行使される国民からすれば、無用な戦争に巻き込まれないのは、自由と幸福追求のための重要な権利。

イラク戦争の衝撃…アメリカによる国際法違反

10万人以上のイラク人の死者、数千人の米兵の死者

「自衛のための軍隊」が濫用される良い例

日本国憲法…正しい戦争はありえないという立場

※被害と加害の両体験をもつ日本国民こそ、このことがわかるはず。

憲法 9 条の(旧)政府解釈…実力の行使を真に自衛の場合に限定することに成功

前文の平和的生存権…21 世紀の権利～9 条は日本国民だけでなく、本来は「全世界の国民」にとって必要な規範であるはず。

新安保法制は、アメリカと同等な立場に立ちたいという大国主義者の野心。しかし、そのような国になる必要はどこにあるのか。

※しかも、やっていることは、アメリカ軍の兵端活動

⇒不正義の戦争に力を貸すことにならないか？

⇒新安保法制によって、善き国際社会に向かうといえるか？

③兵士にならない権利

軍隊には兵士が必要⇒普通の国は、徴兵制でまかなう。

志願兵制がグローバル？…経済的徴兵制。それで本当によいか。また、本当に戦争になれば、志願兵制ではすまなくなるはず。

他者に守ってもらうという都合のよい話は成立しない。アメリカ軍？ 自衛隊？

自国は自分たちで守らなければならない。⇒権力者が野心のためにおこなう無用な戦争に巻き込まれないためにこそ 9 条が必要なのではないか？ 9 条は、隣国と仲良くすることを規範として権力者に要求している。

おわりに～政策としても愚策

・安全保障環境の変化→日本が攻撃を受ける可能性が冷戦時代よりも本当に増えたのか？
抽象的な脅威で軍事力を増強すれば、向こうも同じことを考え、軍拡競争がはじまる。⇒安全が確保されるのではなく、むしろ危険性が高まる。

戦争とは、何か偶然のできごとをきっかけに始まり、双方に相当の被害を出してようやく終わる。

・自衛隊員は、危険になる。この問題も、国会できちんと説明されていない。特に必要がないにもかかわらず、わざわざ国民の生命や身体を危険にさらすのは、何のためなのか？

・自衛隊がアメリカの戦争で戦えば、尖閣諸島をアメリカが守ってくれる？→そのような保障は一切ない。

・集団的自衛は安上がり？ 安かろう悪かろうだったらどうするのか？全世界に自衛隊を送るのにかかる費用を考えれば、集団的自衛が安上がりだとはいえない。⇒新安保法制が国民を守るためだという説明に説得力はない。